

横浜市いずみ台公園こどもログハウス

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和3年8月

1 経緯

横浜市いずみ台公園こどもログハウスの第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開での面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 対象施設

横浜市いずみ台公園こどもログハウス

3 指定期間（第4期）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 委員

委員長 大塚 章弘（横浜市立大学大学院国際総合科学群 准教授）

委員長職務代理者 青木 日出男（泉区青少年指導員協議会 副会長）

委員 飯澤 良江（泉区民生委員児童委員協議会 和泉北部地区主任児童委員）

石井 久子（東京地方税理士会戸塚支部所属 税理士）

渡辺 哲夫（和泉北部連合自治会 事務局長）

5 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者0名） ・公募要項、審査基準等の決定	令和3年5月17日（月）
公募の周知及び公募要項の公開	令和3年5月26日（水）
現地見学会及び応募説明会の開催（0件）	令和3年6月7日（月）
公募に関する質問受付（0件）	令和3年6月14日（月）～6月18日（金）
公募に関する質問回答（0件）	令和3年6月30日（水）
応募書類の提出（1団体）	令和3年7月14日（水）～7月15日（木）
◆第2回選定委員会（傍聴者0名） ・面接審査、指定候補者の選定	令和3年8月20日（金）

◆は選定委員会

6 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市いずみ台公園こどもログハウス指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、面接審査において、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者を選定しました。

なお、評価は、各委員が110点満点（さらに、加減点項目で－5点から10点を加点）で採点しています。

また、最低基準点は、加減点項目を除いた出席委員の合計点（委員5人合計で550点）の6割以上（委員5人合計で330点以上）とし、最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行うこととしました。

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況		10
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か。	5
(2) 応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5
2 職員配置・育成		5
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 職員の資質向上のための研修が計画されているか。 	5
3 施設の管理運営		40
(1) 施設及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となっているか。	5
(2) 小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	10
(4) 防災に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市（区）防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 日常的に、地域と連携した取組がなされているか。 	5
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	10
(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。 ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	5
4 事業の企画・実施		35
(1) 事業計画、事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	10
(2) 施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。 	10

	(3) 地域課題の理解及び課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画となっているか。	10
	(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関及び近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	5
5 収支計画及び指定管理料			10
	(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。	5
6 新型コロナウイルスへの対応等			10
	新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、工夫等) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の対策・工夫(事業の企画・実施)が提案されているか。 	10
7 加減点項目			-5~ +10
	(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5
	(2) 前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・実績が良好であるか。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の工夫・対策実績が良好であるか。 	-5~ +5
「7 加減点項目」を除く合計			110

7 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 13 ページ 5 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること(以下「団体」という)(法人格は不要。ただし個人は除く)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の

必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

8 応募団体

特定非営利活動法人よつ葉の会（1団体）

9 審査結果

	選定の評価基準	配点	指定候補者
(1)	団体の状況（財務状況含む）	50点	40点
(2)	職員配置・育成	25点	20点
(3)	施設の管理運営	200点	162点
(4)	事業の企画・実施	175点	152点
(5)	収支計画及び指定管理料	50点	35点
(6)	新型コロナウイルスへの対応等	50点	40点
小計		550点	449点
(7)	加減点項目	-25～+50点	40点
合計		600点	489点

10 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	特定非営利活動法人よつ葉の会

11 審査講評

- ・ 人件費の提案額や自主事業の参加費等の設定額について、他区ログハウスの運営状況を踏まえると、見直しの余地があるのではないかと。
- ・ スタッフが常に子供たちの様子に目を配っており、気が付いたらすぐに改善や工夫を行う姿勢が評価できる。
- ・ 多様性の観点からも様々な世代の方が働ける職場づくりが必要。
- ・ 第3期指定期間中にエアコンが設置されるなど施設環境は向上している。一方で、新型コロナウイルス感染症対策として頻繁に消毒を行っており、消毒に伴う設備・備品の劣化が懸念される。
- ・ コロナ禍においても、子育て支援の場としてログハウスを使えるのはありがたい。